

# 今年３年度 教職員の業務改善推進計画

令和３年４月１日

大仙市教育委員会

## １ 目 標

- 市教育委員会は、勤務時間管理システムを通して、教職員の月別勤務実態を把握するとともに、長時間労働改善に向けた取組を推進する。
- 市教育委員会・各学校は、時間外在校等時間を月４５時間、年３６０時間の範囲内の実現に努める。
- 市教育委員会・各学校・関係団体は、教職員の長時間労働を改善するため、学校・教師の業務の適正化を図り、具体的取組を進めるとともに、その取組の実施と効果の検証を行う。

## ２ 具体的な施策

### （１）市教育委員会

- ・業務改善推進連絡協議会の開催（年１回：冬季休業中）
- ・勤務時間管理システムの運用と勤務時間の把握
- ・G I G Aスクール構想の推進に向けた取組（G I G Aスクールサポーター、G I G Aスクールアシスタントの配置。I C T推進拠点校の設定 等）
- ・教職員研究会の年１回の開催
- ・「部活動指導員配置事業」による教職員の負担軽減の検証と実施の検討
- ・各学校における長時間労働改善のための取組状況の把握（調査）と情報提供
- ・お盆閉庁日の設定：期間（８／１３～１５）
- ・業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価の共通項目に設定
- ・ストレスチェックの奨励と活用
- ・統合型校務支援システムの導入に向けた情報収集及び検討
- ・教職員の働き方改革に係る保護者向け文書の作成と周知(新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る小・中学校との綿密な連携

### （２）各学校

- ・重点目標や経営方針への教職員の働き方に関する視点の位置づけ
- ・ノー残業デーや最終退校時刻等の設定（将来的には、全市一斉実施日設定の可能性を探る）
- ・部活動方針（活動時間・休養日）の遵守
- ・文書等管理体制の整備（保存文書の「見える化」等）
- ・教材等の共有（パッケージ化・データベース化）
- ・教員の担うべき業務に専念できる環境整備（校務分掌の見直しと効率化）
- ・外部人材等の積極的な活用（地域人材、S C、S S W 等）
- ・その他、長時間労働解消のための各学校独自の取組の推進と他校との情報共有

### （３）関係団体

- ・実施事業の点検及び縮減等の検討（回数、期間、事業内容等）